

成人式の着物選びは慎重に

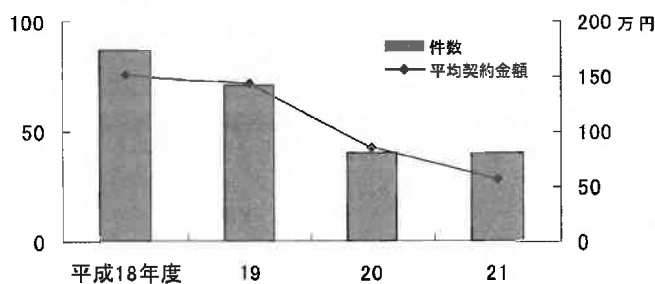
着物（和服）の需要の落ち込みに伴い、着物に関する相談件数は3年前に比べ件数・平均契約金額とも半減しています。しかし依然として相談件数は多く、毎年成人式が近づく11月から翌年の3月頃にかけて主に40～50歳代の女性からの相談が増加します。相談者の多くはDM広告やチラシ、雑誌広告を見るなどして店舗や展示会などに出向く娘のための着物の契約を締結しており、その結果解約や返金を希望しています。最近寄せられた相談事例を紹介します。▼去年娘の成人式用に振り袖セットを購入。以来展示会や招待会などイベントにしつこく誘われ、仕方がなく出向いたところ大勢の店員にまとりつかれて結局はパールのネックレスを買わされた。▼雑誌広告の着物モデル募集に娘が応募。後日母親の私宛に、合格したから一緒に呉服店に来るよう電話があった。着物はあげるが、仕立て代、クリーニング代、バッグや草履のレンタル代で計17万円を払うよう言われた。モデルで釣る詐欺ではないか。▼来年成人式を迎える娘のために展示会で気に入りそうな振袖の見積もりを頼んだら契約しないと出せない、後から電話で断れるから、と販売員に言われ渋々契約書に署名。案の定娘は着物を気に入らなかつたが解約できるか。▼成人式のために貸衣装を契約。しかし事故で娘は成人式に出席できなくなりキャンセルしたところ、キャンセル代として衣装代はともかく写真代金まで取られるのは納得いかない。

着物に関する相談は展示会販売やモデル商法など特殊な販売方法により契約したというものが多く、帰りたくても帰れない、しつこくつきまとわれるなど強引な勧誘が未だに後を絶ちません。また、実際着用する本人の意向をよく確認せず、高額な商品を購入した、展示会は今日まで早くしないと売れてしまうと急かされ契約した、など安易に契約してしまうケースも目立ちます。

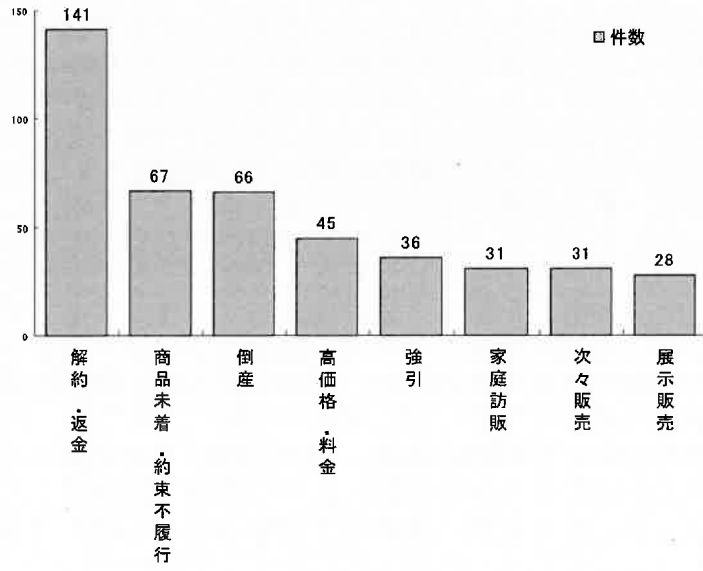
店舗や展示会などで契約した場合でも販売目的を告げられずに出かけて契約した場合は特定商取引法の規制を受けます。また、勧誘方法に問題がある場合は契約の取消を主張できる場合もあります。せつかくの晴れの日が苦い思い出とならないためにも当事者とよく相談し、慎重に契約してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

年度別相談件数と平均契約金額



相談内容別件数(複数項目選択あり)



H22. 11. 23 岐阜新聞掲載